

救急救命士の活躍の場の拡大！

病院内での職域拡大(令和3年10月)

コロナワクチンの打ち手(厚労省容認)

救急救命士の行う医療行為

1. 医療器具を使用した気道確保
2. 心臓機能停止、呼吸機能停止状態の患者に対する輸液
3. 心肺機能停止前の重病患者に対する静脈路確保と輸液
4. 薬剤（エピネフリン）投与
5. 低血糖発作患者に対するブドウ糖溶液投与

救急救命士には、上記の項目のほかに

○心電計の使用

○鉗子や吸引器を使った異物除去

○小児科や産婦人科領域における医療処置など

これらの医療行為には、医師の具体的指示と家族への説明・同意のもとに実施。



病院内で以下の救急救命処置をする職域拡大。

「重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要」

当校では令和3年5月26日にテレビ朝日の「スーパー」チャンネル

から担い手確保による救急救命士の

ワクチン接種について取材を受け、

当日の夕方頃に放送されました。

